在宅介護用品給付について

この事業は、高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護用品の給付を行うことで介護者の経済的負担の軽減をはかることを目的としています。

給付要件は次の３つです。

①対象者および申請者（介護者）が**町内に**住所を有していること。

②対象者が**要介護４**または**要介護５**の介護認定を受けていること。

③対象者および申請者（介護者）の世帯全員が**住民税非課税**であること。

申請を受け、以上の要件を満たせば、給付の対象となります。

決定・否決の通知はご自宅への郵送またはケアマネージャーを通して文書で行います。給付が開始されるのは**申請月の翌月から**です。開始月になりましたら支給証明書を発行いたしますので**役場１階５番窓口**までお越しください。

在宅介護用品の給付は、対象者１人あたり**月額６，２５０円以内**の現品給付となります。給付は毎月行われますが、遡っての給付は出来ませんのでご了承ください。

給付までの流れは次のとおりです。

①「決定通知書」を持って５番窓口へ

②６，２５０円以内で介護用品を選択

Ｒ２年度

**アテント紙おむつ（テープ式）**Ｍ：１袋３０枚　3,750円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｌ：１袋２６枚　3,750円

**リフレフラットニューシートタイプ**　１袋３０枚　　870円

**はくパンツ**　　Ｍ　：１袋２０枚　2,140円

　　　　　　　　　　Ｌ　：１袋１８枚　2,140円

　　　　　　　　　　ＬＬ：１袋１６枚　2,140円

**尿とりパット**　　　１袋３０枚　　　640円

**介護用清拭剤**　　　１本４００ｍｌ　820円

**介護用ドライシャンプー**　　　１本２００ｍｌ　　820円

**使い捨て手袋（ビニール製）**Ｓ：１箱１００枚　770円

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｍ：１箱１００枚　770円

Ｌ：１箱１００枚　770円

**アテント夜一枚安心パット**　　　１袋２４枚　1,710円

③「支給証明書」を発行

役場職員が記入し、

保管用にコピーを取らせていただきます。

④「支給証明書」を持って尾鈴農協薬局（Aコープ内）へ

川南町大字川南13593‐1

電話：27‐5909

⑤「支給証明書」と引き換えに現品を受け取る

以下に該当した場合は給付を廃止します。

　・更新認定により介護度が要介護４・要介護５以外になった場合

　・諸事情により住民税課税世帯になった場合

　・対象者が転出するとき、入院または介護保険施設へ入所された場合

　　※入院、入所については、決まり次第連絡をお願いします。

この件に関して、何かご不明な点がございましたら、役場福祉課介護予防係（27‐8008）までお問い合わせください。

≪お問い合わせ先≫

川南町役場 福祉課 介護予防係

川南町大字川南13680番地1

電話：0983‐27‐8008